

## 沖縄県立図書館新館開館1周年記念事業委託業務 企画提案募集要項

### 1 目的

沖縄県立図書館は、昨年度那覇市泉崎のカフーナ旭橋 A 街区内に移転し、平成30年12月15日に開館した。本事業は県立図書館の新館開館1周年を記念し、改めて広く県民に周知をはかり、様々な世代の方の来館を促すことを目的とし各種イベントを開催する。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名：沖縄県立図書館新館開館1周年記念事業委託業務
- (2) 委託期間：契約締結の日から令和2年2月28日(金)まで
- (3) 内容：仕様書のとおり
- (4) 提案上限額：5,000千円(消費税及び地方消費税込み)

※当該金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

### 3 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(注) 地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には最低1法人が県内に本店又は支店を有していること。
- (3) 過去5年間において、イベント企画及び運営又はこれに類する業務の実績を有する者。共同企業体の場合は構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (4) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を1法人置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。
  - ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
  - イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
  - ウ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。なお、以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 本業務の実施に際して、正・副2名以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。共同企業体で実施する場合には、最低1法人がこの要件を満たすこと。
- (8) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で申請することはできない。

#### 4 応募の手続き

- (1) 募集要項等の配布について
- 沖縄県ホームページ、沖縄県教育委員会ホームページ及び沖縄県立図書館ホームページ掲載により配布に代える。
- ア 掲載期間：公告日から令和元年8月9日（金）まで
  - イ 掲載場所：沖縄県ホームページの「公募・入札」、沖縄県教育委員会ホームページの「公募情報」及び沖縄県立図書館ホームページの「お知らせ」欄に掲載
- (2) 企画提案募集に係る質問事項について
- 質問がある場合は、次のとおり行うこと。
- ア 提出書類：質問書（様式1）
  - イ 提出締切：令和元年8月2日（金）12時必着
  - ウ 提出方法：下記7の沖縄県立図書館総務班あてFAXで提出すること。  
※電話で受信確認を行うこと。
  - エ 回答方法：令和元年8月5日（月）までに沖縄県ホームページ、沖縄県教育委員会ホームページ及び沖縄県立図書館ホームページへの掲載により行う。

(3) 企画提案応募申請書について

企画提案の意思がある者は、次のとおり申し込むこと。

ア 提出書類：企画提案応募申請書（様式2）

会社概要表（様式3）

業務実績書（様式4）

共同企業体協定書（共同企業体の場合に限る）

※共同企業体の場合、会社概要、業務実績は構成員ごとに提出すること。

共同企業体協定書は、別添「共同企業体協定書」ひな型を使用すること。

イ 提出部数：各1部

ウ 提出締切：令和元年8月6日（火）17時必着

エ 提出方法：下記7の沖縄県立図書館総務班あて、持参又は郵送により行うこと。

(4) 企画提案書について

企画提案書の内容は、別紙「沖縄県立図書館新館開館1周年記念事業委託業務仕様書」に基づき作成の上、次のとおり行うこと。ただし、上記(3)企画提案応募申請書の提出がなかった者からの企画提案書は受理しない。

ア 提出書類：(ア)企画提案書（任意様式）

※原則A4判。やむを得ない場合はA3判も可とするが、当該用紙は折り込みA4判にして綴ること。両面印刷可。長辺綴り。

{イ}実施体制図（任意様式）

{ウ}実施スケジュール（任意様式）

{エ}積算見積書（様式5）

イ 提出部数：各9部 ※{エ}については正1部副8部で可

ウ 提出締切：令和元年8月9日（金）17時必着

エ 提出方法：下記7の沖縄県立図書館総務班あて、持参又は郵送により行うこと。ただし、郵送の場合は、期限までに確実に届くようにすること。

## 5 企画提案書の審査

応募のあった提案については、沖縄県立図書館において第一次審査（書類審査）を行い、上位数者を選定する。その後、企画提案選定委員会においてプレゼンテーション等の第二次審査を行い優先候補者を選定する。

(1) 第一次審査結果通知：令和元年8月15日（木）（予定）

※選定された事業者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション等）の場所と時間を電子メール及び書面で通知する。

※選定されなかった事業者に対しては、結果のみを電子メール及び書面で通知する。

(2) 第二次審査：

日時：令和元年8月20日（火）9時00分から12時00分まで（予定）

場所：沖縄県立図書館研修室（予定）

- ※プレゼンテーションは、1者あたり説明時間を15分、質疑応答時間を10分とする。
- ※プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用いて行い、資料の追加は不可とする。
- ※プレゼンテーションは、実際に本業務を行う担当者（正又は副）が行うものとする。
- ※審査会場への入場者は3名以内とする。

(3) 選定結果通知：令和元年8月21日(水)（予定）

- ※選定結果については、電子メール及び書面で通知する。
- ※審査における評価の内容、経過等の問い合わせには応じない。
- ※選定委員会により選定した者が辞退した場合、又は委託契約に関する協議が整わなかった場合には、次点の者を繰り上げて、選定できるものとする。

## 6 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ 募集要項に違反すると認められる場合
  - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
  - カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則認めない。
- (4) 企画提案書等の作成に要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (6) 優先候補者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (7) 優先候補者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定するが、業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施するものではない。
- (8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (9) 1法人（又は1共同企業体）あたり、提案は1件とする。

## 7 問い合わせ・書類提出先

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-20-1

沖縄県立図書館 総務班 担当：赤嶺

TEL 098-894-7086 FAX 098-861-7111 E-mail xx317021@pref. okinawa. lg. jp